

# 国際教養大学契約監視委員会規程

平成31年3月29日  
理事長決定  
規程第124号

## (設置)

第1条 公立大学法人国際教養大学業務方法書第16条の規定に基づき、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制を確保するため、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）に契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 委員会は、本学において発注した一定規模以上の契約について、入札及び契約手続の運用状況について報告を受ける。

2 委員会は、前項の報告から委員会が抽出し、又は指定した契約に関し、次の各号に掲げる事項に関する審議を行い、必要に応じて、理事長に意見の具申又は勧告を行う。

- 一 一般競争入札に係る参加資格の設定理由及び経緯等
- 二 指名競争入札に係る指名理由及び経緯等
- 三 随意契約事由の妥当性等
- 四 その他入札及び契約手続の適正化に係る事項

3 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する再苦情の申立てについて、審議及び報告を行う。

- 一 入札及び契約手続（公立大学法人国際教養大学業務方法書第35条第2項に規定する契約を除く。）
- 二 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる3名以上の委員をもって組織する。

- 一 監事
  - 二 専門的知識を有する外部有識者
- 2 前項第二号の委員は、理事長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
  - 4 理事長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
  - 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 委員の報酬及び費用弁償は、別に定める。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(開催)

第5条 第2条第1項及び第2項の事項に係る委員会（以下「定例会議」という。）は、原則として、年1回以上開催する。

- 2 第2条第3項の事項に係る委員会（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じて開催する。
- 3 前2項のほか、理事長が特に必要と認めるときは、理事長は委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員会は委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(抽出又は指定の委任)

第6条 委員会は、第2条第2項の抽出又は指定に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

(公表事項)

第7条 委員会は非公開とし、議事の概要は公表するものとする。

- 2 委員会において理事長に意見の具申又は勧告を行った場合は、これを公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も、また同様とする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係各課室等の協力のもと、総務課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。